

第24期 軽井沢町農業委員会 第29回 総会議事録

発言者	内 容
青木事務局長	<p>(開会 13時30分)</p> <p>委員の皆様、ご苦労さまでございます。定刻になりましたので、第29回総会を始めたいと思います。</p> <p>最初に会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
市村初仁会長	<p>委員の皆様、本日はお集まりいただきありがとうございます。最初に新型コロナウイルス感染状況については、11月4日に佐久圏域の感染警戒レベルが「5」に引き上げられ、11月14日に全県に「医療非常事態宣言」が発出されておりますが、県民に外出自粛等を要請する行動制限はございませんので、本日の総会も全委員を参集して開催いたします。さて皆様におかれまして、これから寒さ増す本格的な師走の時期を迎える前に11月終盤の出荷も終了し、一段落した時期ではないでしょうか。11月中の行事として11月5日に開催されたJA軽井沢支所祭への3年振りの参加や、15日から18日までの九州方面への視察も実施できました。新型コロナウイルスの収束が見通せない中でも、やはり軽井沢町農業委員会の活動は行動制限がない以上、停滞してはならないと考えております。次回の12月23日にゆうすげで開催される軽井沢町農業委員会の忘年会にも是非多くの皆様のご出席をお願いします。本日、岡沢補佐及び町側より佐藤係長がご出席いただいております。土屋代理からのJA関係も含めて後程、各担当事案についてご報告をさせていただきます。それでは第24期軽井沢町農業委員会第29回総会を開催いたします。</p>
青木事務局長	<p>ありがとうございました。それではまず議事進行を行う議長についてですが、軽井沢町農業委員会会議規則第6条の規定により総会の議長は、会長が行なうことになっております。</p>
市村初仁議長	<p>規定により、私が議長を務めることになっておりますので、議事を進めさせていただきます。事務局より、会議成立の報告をお願いします。</p>
青木事務局長	<p>農業委員総数14名中、11名の出席でございます。岩井正則委員、荒井龍介委員、佐藤寛治委員より欠席の連絡がございました。農地利用最適化推進委員7名中、7名全員の出席でございます。軽井沢町農業委員会会議規則第5条(在任する委員の過半数の出席)により、本総会が成立します事を報告します。</p>
市村初仁議長	<p>次に、3の議事録署名人の選任についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第14条の規定により、議席番号6番の坂本雄樹委員と議席番号12番の小林朝</p>

	<p>夫委員の2名にお願いします。次に4の事業報告について、事務局より報告願います。</p>
青木事務局長	<p>「事業報告の説明」</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より事業報告がございました。事業報告について、質問等はございませんか。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>無いようですので、次に5の会議事項に入ります。議案第1号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請」及び議案第2号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可申請」を議題にします。 事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>計画変更を伴う5条申請でございますので、議案第1号番号1及び議案第2号番号1についてをまとめてご説明いたします。次第4・5ページ、補足資料1ページから21ページ、をお願いします。_____でございます。まず議案第1号番号1の計画変更ですが_____では、_____で_____として_____を_____おりました。_____であった_____は_____に_____、_____に_____が_____し、_____した為、_____を_____することが_____となりました。_____に記載されている_____は_____に_____でございます。また_____より_____にも_____されていることから、_____における_____の_____の_____も_____しております。_____である_____が_____、_____で_____を_____との_____があり、_____が_____した_____、_____を_____することとなりました。続いて議案第2号番号1を説明いたします。 _____は_____、_____、_____に_____のある_____、_____です。_____は_____、_____に_____のある_____、_____です。_____の_____は、_____、_____、_____で、_____は_____、_____は_____です。場所でございますが、補足資料5ページに位置図がございますが、_____にある_____より_____、_____ほど進み、_____には_____や_____が_____ございます。町の用途地域区分は_____地域で、農地法による農地区分は、_____地になります。_____の_____ですが、_____は_____や_____があり_____の_____もよく、_____に_____していることで_____に_____である_____、_____の_____を_____とのことです。_____は_____による_____となります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____、_____、_____、_____、_____でございます。資金の調達方法ですが、_____となり、_____が_____されています。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておりませんが、_____につ</p>

	<p>いて_____されておりますので、_____への_____を_____から_____されております。次に（施行規則第57条第1号）の申請地の利用の迅速性ですが、次に（施行規則第57条第1号）の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から_____までが工事期間となっております。</p> <p>次に（施行規則第57条第2号）他法令の許認可等については、_____が_____を_____、_____に_____が_____となります。また、_____での_____となります。次に（施行規則第57条第2号の2）行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に（施行規則第57条第3号）の農地等以外の土地利用見込みはございませんので問題ございません。次に（施行規則第57条第4号）の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われます。</p> <p>次に（施行規則第57条第5号）の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に（農地法第5条第2項第4号）の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、_____では_____に_____が_____している_____に_____の_____の_____を_____します。その_____については_____と_____を_____したので問題ございません。</p> <p>また、（農地法第5条第2項第5号）の一時転用ではありません。以上により議案第1号番号1及び議案第2号番号1について許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号1及び議案第2号番号1について担当委員より説明願います。</p>
委 員	<p>委員番号11番の小林朝夫が議案第1号番号1及び議案第2号番号1についてを説明いたします。_____に_____、_____、_____の_____で_____を_____。_____は_____でございます。_____の_____にも_____が_____はございませんでした。_____に_____のとおり、_____によりこの_____になったわけでございますが、_____を_____、_____で_____の_____の_____で_____を_____しております。堀川推進委員よりも_____を_____ております。私も問題がないものと判断しますが皆様のご審議をお願いいたします。以上です。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。堀川委員、補足説明はございますか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
青木事務局長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号1及び議案第2号番号1についてご意見のある方は願います。</p>

委員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第1号番号1及び議案第2号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。
委員	挙手
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第1号番号1及び議案第2号番号1を原案どおり可決いたしました。</p> <p>よって、議案第1号番号1及び議案第2号番号1は、許可相当として県知事に意見書を送付します。次に、議案第2号番号2「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第2号番号2についてご説明します。次第5ページ、補足資料22ページから36ページ、をお願いします。_____でございます。_____は_____、_____、_____に_____のある_____、_____です。_____は_____、_____に_____の_____、_____です。_____は、_____、_____、_____で、_____は、_____は_____です。_____でございますが、補足資料25ページに位置図がございます。_____から_____を_____ほど_____、_____と_____に_____でございます。_____には_____である_____が_____があり、_____には_____の_____が_____おります。町の用途地域区分は_____地域で、農地法による農地区分は、_____農地になります。_____の_____ですが、_____の_____は_____にある_____の_____で_____の_____、_____、_____を_____されておりますが、_____が_____、その_____が_____に_____した_____を_____したいと考え、_____では_____が_____することから、_____の_____の_____を探しておりました。_____は_____と_____を_____に_____が_____にあり、_____には_____や_____、_____に_____を_____であります。_____もこの_____を_____為、この_____を_____いたしました。権利関係は_____による_____となります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____、_____が_____、_____、_____となります。</p> <p>資金の調達方法ですが、_____となり、_____が_____されております。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておられません。次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和_____年_____月末までが工事期間となっております。次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みはございませんので問題ございません。次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無</p>

市村初仁議長	<p>いと思われます。次に（施行規則第57条第5号）の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に（農地法第5条第2項第4号）の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ありません。また、（農地法第5条第2項第5号）の一時転用ではありません。以上により議案第2号番号2については許可できない場合に該当しません。</p> <p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第2号番号2について担当委員より説明願います。</p>
委員	<p>推進委員の儘田が議案第2号番号2についてを説明いたします。その前に23ページに_____、_____は_____のように_____の_____として_____」と記載されておりますが、_____には_____でございますので、_____をお願いいたします。_____の_____は_____の_____をしておりますして_____はやっておりません。_____の_____は_____があり、そこで_____をして_____が_____いるとのこととす。_____に_____があり、_____して_____と。_____にしまして_____から_____には_____と_____でいるそうです。_____は_____に_____されました_____による_____でございますして_____ことと、_____に_____が_____なので、_____ではございませすが_____された後には_____も_____をされたことはございませせん。_____はここに_____として使いたいということとす。_____はありませんので、_____は_____で_____し、_____に_____こととはないと。そういうこととす。いづれにしても問題はないと判断し、皆様のご審議のほどお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。柳沢委員、補足説明はございませすか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第2号番号2についてご意見のある方はお願いします。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。（他にございませんでしょうか。）ご意見がないようなので、議案第2号番号2につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委員	<p>全員挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員とすので、議案第2号番号2を原案どおり可</p>

<p>青木事務局長</p>	<p>決いたしました。よって、議案第2号番号2は、許可相当として県知事に意見書を送付します。次に、議案第2号番号3「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。事務局より説明願います。</p> <p>議案第2号番号3についてご説明します。次第5ページ、補足資料37ページから45ページ、をお願いします。_____でございます。_____は_____、_____、_____に_____のある_____、_____です。_____は_____、_____、_____に_____のある、_____、_____です。_____の_____は、_____、_____、_____で、_____は、_____は_____です。</p> <p>場所でございますが、補足資料40ページに位置図がございますが、_____となりまして、_____より_____に_____ほど_____、_____の_____に_____してありますが、_____は_____の_____や_____が_____しております。町の用途地域区分は_____地域で、農地法による農地区分は、_____農地になります。_____の_____ですが、_____の_____は_____、_____の_____に_____、_____の_____に_____がありました。その_____の_____との_____が_____、_____から_____にて_____を_____したいとのことです。権利関係は_____による_____となります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。</p> <p>ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____が_____、_____が_____、_____が_____、_____で_____となります。資金の調達方法ですが、_____となり、_____が添付されております。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておりません。次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から_____までが工事期間となっております。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みはございませんので問題ございません。次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われまます。次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ありません。</p> <p>また、(農地法第5条第2項第5号)の一時転用ではありません。以上により議案第2号番号3については許可できない場合に該当しません。</p>
<p>市村初仁議長</p>	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第2号番号3について担当委員より説明願います。</p>

<p>委員</p>	<p>推進委員の儘田が議案第2号番号3についてを説明いたします。_____は_____によって_____されたものでございます。_____は_____でございますが、_____は_____はされていない_____です。_____は_____の_____にありまして、_____には_____の_____、_____は_____となっております。この_____では_____まで_____の_____を_____がありました。_____は_____とともに_____、_____に_____として_____おりましたが、_____となりまして_____されました。その_____は_____となっておりますので、_____も_____とか_____がありまして、_____には_____として_____でありました。_____は_____であった_____ですが、_____が_____はできないということで、_____も_____が_____で_____である為、_____はできないということです。_____からも_____、_____の_____も_____に_____も_____ので、_____の_____が_____したことにより_____の_____に_____。特に問題はないと考えられます。</p>
<p>市村初仁議長</p>	<p>ありがとうございました。柳沢委員、補足説明はございますか。</p>
<p>委員</p>	<p>なし</p>
<p>市村初仁議長</p>	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第2号番号3についてご意見のある方はお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>なし</p>
<p>市村初仁議長</p>	<p>よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。ご意見がないようなので、議案第2号番号3につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
<p>委員</p>	<p>全員挙手</p>
<p>市村初仁議長</p>	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第2号番号3を原案どおり可決いたしました。よって、議案第2号番号3は、許可相当として県知事に意見書を送付します。次に議案第3号「非農地の判断について」を議題にします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>青木事務局長</p>	<p>議案第3号について説明をいたします。次第6ページ、補足資料46ページから48ページ、をお願いします。_____からの_____に_____の_____について審議をいただくものです。_____は_____、_____に_____の_____ある、_____となります。_____は_____となります。_____は、</p>

	<p>_____、_____、_____で、_____は、_____で、_____は、_____です。</p> <p>_____につきましては、補足資料 47 ページに位置図がございますが、_____</p> <p>_____となりますが、_____の_____から_____となり、_____には_____</p> <p>_____には_____が_____の_____にございました。_____は_____し</p> <p>ている為でございます。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。担当委員より説明をお願いいたします。</p>
委 員	<p>議席番号 7 番の諸星が説明をいたします。_____に_____と_____で_____を_____、</p> <p>_____に_____と_____で_____を行いました。_____は_____か_____</p> <p>_____くらいの_____にあり、_____は_____として_____をされていたようです</p> <p>が、_____を_____に、_____を_____、それ_____は_____され</p> <p>ていなかったようです。_____の_____は_____で_____はされておらず、また、</p> <p>_____も_____しているため、_____も_____と判断いたしました。</p> <p>皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>堀川委員、補足説明はございますか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今の担当委員からの説明とさきほどの事務局からの説明と併せ、議案第 3 号</p> <p>についてご意見のある方はお願いします。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。) ご意見がないようなので、</p> <p>議案第 3 号につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委 員	<p>全員挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので議案第 3 号を原案どおり可決いた</p> <p>しました。よって、非農地通知を交付します。次に、議案第 4 号「軽井沢町農用</p> <p>地利用集積計画について」を議題にします。事務局より説明をお願いします。</p>
青木事務局長	<p>議案第 4 号「軽井沢町農用地利用集積計画について」説明します。</p> <p>次第 7 頁から 8 項、補足資料は、49 頁から 50 項をお願いします。</p> <p>軽井沢町長より、農業委員長あてに、軽井沢町農用地利用集積計画について、</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づき、農業委員会決定の依頼がございましたので、</p> <p>審議をお願いいたします。1 月の公告分でございますが、中間管理が 1</p> <p>件、3 筆、面積が 2, 500 m<sup>2</sup>、内訳は、畑、2,500 m<sup>2</sup>です。合計で、1 件、3 筆、</p> <p>面積は、2, 500 m<sup>2</sup>で、内訳は、畑が 2, 500 m<sup>2</sup>です。</p> <p>集積計画及び申請書につきましては補足資料のとおりですので、確認をお願いい</p>



	<p>たします。同法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上、ご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。それでは、議案第4号、軽井沢町農用地利用集積計画の1月公告分について、ご意見のある方はお願いします。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>ご意見がございませんので、農用地利用集積設定につきまして、原案どおり決定いたします。よって、議案第4号軽井沢町農用地利用集積計画1月公告分について、軽井沢町長へ、決定意見を送付します。 次に6、のその他事項に進みます。 (1)のJA関係、で土屋会長代理をお願いします。</p>
土屋会長代理	<p>それではお手元の野菜出荷状況について説明します。キャベツですけれども、数量が369,242ケース、単価が883円、金額が3億2千6百万、対前年度費で数量が99%、単価が98%、金額が97%、レタスの10キロですが、数量が87,125ケース、単価が1,422円、金額が1億2千3百万、対前年度費で数量が97%、単価が97%、金額が94%、チンゲン菜ですが、数量が51,345ケース、単価が730円、金額が3千7百万、対前年度費で数量が85%、単価が103%、金額が87%、合計で数量が552,233ケース、単価が972円、金額が5億3千6百万、対前年度費で数量が96%、単価が100%、金額が97%という形になっております。ほぼこれが最終の出荷ということになるわけなんですけれども、3年続けて前年度割れという結果になってしまいました。要因としまして、主要3品目はチンゲン菜の単価が前年度より良いだけで軒並み前年度割れになっていると。切上がりが早く、ほとんどの農家の方が10月一杯で終了している状況で、その後11月になってキャベツ、白菜は価格が上がって持ち直したんですけれども、数量としてはあまり出ていない状況です。それと農家の高齢化により出荷量が減少していることも要因としてはあります。農家は家族経営なものですから、どなたかが体調不良になると出荷量が減ってしまいコロナ感染者もいました。市場もコロナの関係もあり、外食産業もあまり売れずに単価が伸びなかったこともございます。来年がいい年になれば良いのではないかと思います。特記ですが、野菜部会の研修それから女性部会の視察ですけれども、前回中止ということで報告しましたが、先日農協に確認しましたら、この両方は延期ということで今後、役員会で決めていくということでした。12月11日に野菜部会全体の反省会が行われるわけですけれども、この状況を踏まえて野菜部会で意見が出されてくると思</p>

	<p>ます。10月20日と21日に強い凍霜害がありましてそれによって、信州868という品種が被害を受けまして、出荷はできたんですけども、出荷はせずに圃場廃棄いたしました。キャベツの出荷はここに書いてありませんけれども、11月25日が最終出荷でした。白菜はまだ一件、GFで出荷が続いております。12月2日に廃プラ、使い切りのマルチですとか、ビニールハウスとか、農薬の空容器も年1回だけですので、もしご自宅にある場合は野焼き等はせずはこちらのほうに出すようにお願いします。ビニールとかそういう容器だけではなく、農薬の紙袋も回収しますので是非こちらもご利用ください。以上が報告となります。</p>
市村初仁議長	<p>JA関係の報告で何かお聞きしたいことはございますでしょうか。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>なければ次に(2)支援センター関係について岡沢補佐よりお願いいたします。</p>
岡沢補佐	<p>別紙「生育概要・鳥インフルエンザ等説明」当町で養鶏場を設置したい方についての説明もあり。</p>
青木事務局長	<p>補足ですが、さきほど岡沢補佐よりご説明がありました当町での養鶏場設置者の関係でございますが、借宿地区の草場での農振農用地内で養鶏場を設置したい方と県、町、農業員会等々と協議を行っております。現在の進捗状況としては、町への届け出がされ審査中ですので、まだ皆様に内容をお伝えする段階ではないと判断しております。今後、農振農用地の軽微変更や農地転用等の手続に移行した段階で改めてご説明させていただく予定です。</p>
市村初仁議長	<p>ただいまの岡沢補佐からの説明で何かお聞きしたいようなことはございますでしょうか。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>なければ次に(3)町関係について佐藤農林振興係長お願いいたします。</p>
佐藤農林振興係長	<p>別紙の「肥料・飼料価格高騰対策農業者支援事業給付金」のお知らせについてをご覧ください。申請期間は来年の1月末までとなっております締め切り間近となりますと混雑することもあり、余裕を持って申請していただきますよう、各地区の農業者の方に声掛けをお願いいたします。さきほど土屋代理からもありましたように、来月JAで開催されます野菜部会の反省については農林振興係も出席させていただいて、その中で説明或いはその場での申し込みをお願いいたします</p>

市村初仁議長	ので、農業者の方への周知をお願いいたします。町の方からは以上でございます。
委 員	ただいまの町側からの説明で何かお聞きしたいようなことはございますでしょうか。
市村初仁議長	なし
青木事務局長	なければ次に（４）の農業委員会事務局関係について、事務局より説明願います。
市村初仁議長	次第９ページをお願いします。 「説明する。」
委 員	ただ今の説明につきまして、ご質問等ございますか。
市村初仁議長	なし
委 員	その他、全体を通して何かございますか。
市村初仁議長	なし
市村初仁議長	それでは、第２４期軽井沢町農業委員会第２９回総会を閉会といたします。大変お疲れ様でした。
	閉会 １５時０５分